

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事 業 年 度	自	平成29年4月1日
(第 62 期)	至	平成30年3月31日

前澤給装工業株式会社

東京都目黒区鷹番二丁目14番4号

(E01693)

目 次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	5
	5. 従業員の状況	5
第2	事業の状況	6
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
	2. 事業等のリスク	15
	3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
	4. 経営上の重要な契約等	19
	5. 研究開発活動	19
第3	設備の状況	20
	1. 設備投資等の概要	20
	2. 主要な設備の状況	20
	3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4	提出会社の状況	22
	1. 株式等の状況	22
	(1) 株式の総数等	22
	(2) 新株予約権等の状況	22
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
	(5) 所有者別状況	22
	(6) 大株主の状況	23
	(7) 議決権の状況	24
	2. 自己株式の取得等の状況	25
	3. 配当政策	27
	4. 株価の推移	27
	5. 役員の状況	28
	6. コーポレート・ガバナンスの状況等	32
	(1) コーポレート・ガバナンスの状況	32
	(2) 監査報酬の内容等	39
第5	経理の状況	40
	1. 連結財務諸表等	41
	(1) 連結財務諸表	41
	(2) その他	69
	2. 財務諸表等	70
	(1) 財務諸表	70
	(2) 主な資産及び負債の内容	79
	(3) その他	79
第6	提出会社の株式事務の概要	80
第7	提出会社の参考情報	81
	1. 提出会社の親会社等の情報	81
	2. その他の参考情報	81
第二部	提出会社の保証会社等の情報	82
	[監査報告書]	
	[内部統制報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	第62期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 晴紀
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【電話番号】	03（3716）1511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 企画統括部長 前田 近
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【電話番号】	03（3716）1511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 企画統括部長 前田 近
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売上高 (百万円)	25,527	24,366	23,715	23,972	24,764
経常利益 (百万円)	2,092	1,783	2,188	2,780	2,716
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,289	1,014	1,074	1,697	1,857
包括利益 (百万円)	1,686	1,319	636	1,761	2,034
純資産額 (百万円)	29,759	30,698	30,914	31,865	33,073
総資産額 (百万円)	37,222	37,632	38,362	38,981	40,143
1株当たり純資産額 (円)	2,472.92	2,551.02	2,568.93	2,692.69	2,842.89
1株当たり当期純利益 (円)	107.13	84.31	89.26	141.76	158.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.95	81.57	80.59	81.75	82.39
自己資本利益率 (%)	4.43	3.36	3.49	5.41	5.72
株価収益率 (倍)	11.87	17.20	15.73	10.88	12.26
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	162	901	1,537	1,761	1,746
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△280	△848	△397	△305	△278
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△421	△421	△421	△809	△826
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	10,165	9,984	10,629	11,293	11,995
従業員数 (人)	537	520	487	488	498

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売上高 (百万円)	25, 115	23, 864	23, 260	23, 663	24, 240
経常利益 (百万円)	2, 050	1, 782	2, 180	2, 608	2, 573
当期純利益 (百万円)	1, 292	1, 048	1, 128	1, 576	1, 763
資本金 (百万円)	3, 358	3, 358	3, 358	3, 358	3, 358
発行済株式総数 (株)	12, 500, 000	12, 500, 000	12, 500, 000	12, 500, 000	12, 000, 000
純資産額 (百万円)	29, 467	30, 268	30, 832	31, 727	32, 735
総資産額 (百万円)	36, 726	37, 057	37, 830	38, 517	39, 464
1 株当たり純資産額 (円)	2, 448. 70	2, 515. 24	2, 562. 16	2, 681. 05	2, 813. 81
1 株当たり配当額 (円)	35. 00	35. 00	40. 00	40. 00	40. 00
(うち 1 株当たり中間配当額)	(15. 00)	(15. 00)	(15. 00)	(17. 00)	(17. 00)
1 株当たり当期純利益 (円)	107. 43	87. 12	93. 76	131. 71	150. 42
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	80. 24	81. 68	81. 50	82. 37	82. 95
自己資本利益率 (%)	4. 46	3. 51	3. 69	5. 04	5. 47
株価収益率 (倍)	11. 84	16. 64	14. 97	11. 71	12. 92
配当性向 (%)	32. 6	40. 2	42. 7	30. 4	26. 6
従業員数 (人)	396	388	387	383	376

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第60期の 1 株当たり配当額40円には、第60期記念配当金 5 円が含まれております。

3. 第61期の 1 株当たり配当額40円には、特別配当金 3 円が含まれております。

4. 第62期の 1 株当たり配当額40円には、特別配当金 3 円が含まれております。

5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
昭和32年 1 月	東京都目黒区鷹番町107番地に資本金 5 百万円にて、東京水道工業株式会社を設立
昭和38年 4 月	北海道札幌市に北海道営業所（現 北海道支店）を設置
昭和40年10月	前澤給装工業株式会社に商号を変更
昭和43年 1 月	本社を東京都目黒区鷹番二丁目13番 5 号に移転
昭和43年 4 月	宮城県仙台市に仙台営業所（現 仙台支店）を設置
昭和43年10月	埼玉県北葛飾郡幸手町（現 幸手市）に埼玉工場を設置
昭和43年11月	愛知県名古屋市に名古屋駐在所（現 名古屋支店）を設置
昭和44年 2 月	福岡県福岡市に九州営業所（現 九州支店）を設置
昭和46年 6 月	埼玉県北葛飾郡幸手町（現 幸手市）に北関東営業所（現 埼玉営業所）を設置
昭和47年 4 月	埼玉工場が社団法人日本水道協会の指定検査工場に指定
昭和49年 9 月	大阪府大阪市に大阪営業所（現 大阪支店）を設置
昭和51年 4 月	東京都目黒区に東京営業所（現 東京支店）を設置
昭和52年 1 月	新潟県新潟市に新潟出張所（現 新潟営業所）を設置
昭和54年10月	青森県青森市に青森出張所（現 青森営業所）を設置
昭和55年 4 月	石川県金沢市に北陸出張所（現 北陸営業所）を設置
昭和58年10月	広島県広島市に広島出張所（現 広島営業所）を設置
昭和60年 5 月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島駐在所（現 鹿児島営業所）を設置
昭和63年 4 月	愛媛県松山市に四国営業所、北海道釧路市に釧路駐在所（現 釧路営業所）を設置
平成 3 年 5 月	静岡県静岡市に静岡営業所を設置
平成 3 年10月	株式を日本証券業協会に店頭登録
平成 4 年 4 月	秋田県秋田市に秋田営業所を設置
平成 4 年10月	東京都羽村市に東京西営業所を設置
平成 6 年 3 月	福島県安達郡白沢村（現 本宮市）に福島工場を設置
平成 6 年 4 月	千葉県千葉市に千葉営業所を設置
平成 6 年 6 月	神奈川県横浜市に横浜出張所（現 横浜営業所）を設置
平成 6 年10月	岡山県岡山市に岡山駐在所（現 岡山営業所）を設置
平成 7 年11月	京都府京都市に京都営業所を設置
平成 8 年 3 月	福島工場を増設し、架橋ポリエチレン管の製造を開始
平成 8 年 6 月	茨城県土浦市に茨城営業所を設置
平成 9 年 3 月	屋内給水分野を強化するため、藤伸商事株式会社（現 QSOインダストリアル株式会社）に出資
平成 9 年11月	福島工場が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
平成10年 2 月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
平成11年 7 月	福島工場が日本工業規格(JIS)表示許可工場に認定
平成11年10月	熊本県熊本市に熊本出張所（現 熊本営業所）を設置
平成12年 2 月	栃木県宇都宮市に栃木営業所を設置
平成12年 3 月	群馬県前橋市に群馬営業所を設置
平成12年 6 月	大阪府大阪市に大阪物流センターを設置及び大阪支店を移転
平成13年 7 月	九州物流センターを設置
平成14年 1 月	環境マネジメントシステム国際規格「ISO14001」の認証取得 前澤給装（南昌）有限公司を設立（中国江西省南昌市）
平成14年 7 月	福島県郡山市に福島営業所を設置
平成16年 2 月	QSOサービス株式会社を設立（埼玉県幸手市）
平成16年 3 月	埼玉工場を福島工場に統合
平成17年 9 月	株式を東京証券取引所市場第二部から市場第一部銘柄指定
平成18年 1 月	前澤給装（南昌）有限公司が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
平成20年 4 月	福島工場に融着継手生産設備を設置
平成21年 6 月	メータ事業部（埼玉事業所）が水道メーター第一類指定製造業者に指定
平成22年10月	メータ事業部（埼玉事業所）が水道メーター第二類指定製造業者に指定
平成27年 7 月	長野県松本市に長野出張所を設置
平成27年 9 月	本社を東京都目黒区鷹番二丁目14番 4 号に移転

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社2社、非連結子会社で持分法非適用会社1社により構成されており、給水装置事業、住宅設備事業及び商品販売事業を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 給水装置事業

当事業は、道路に布設されている配水管から分かれて、各家庭に引き込むための水道用給水装置であるサドル付分水栓・止水栓・各種継手類、水道メータなどを製造、販売しております。

(2) 住宅設備事業

当事業は、宅内での給水・給湯配管部材、暖房設備部材およびこれらをユニット化した給水・給湯システムなどを製造、販売しております。

(3) 商品販売事業

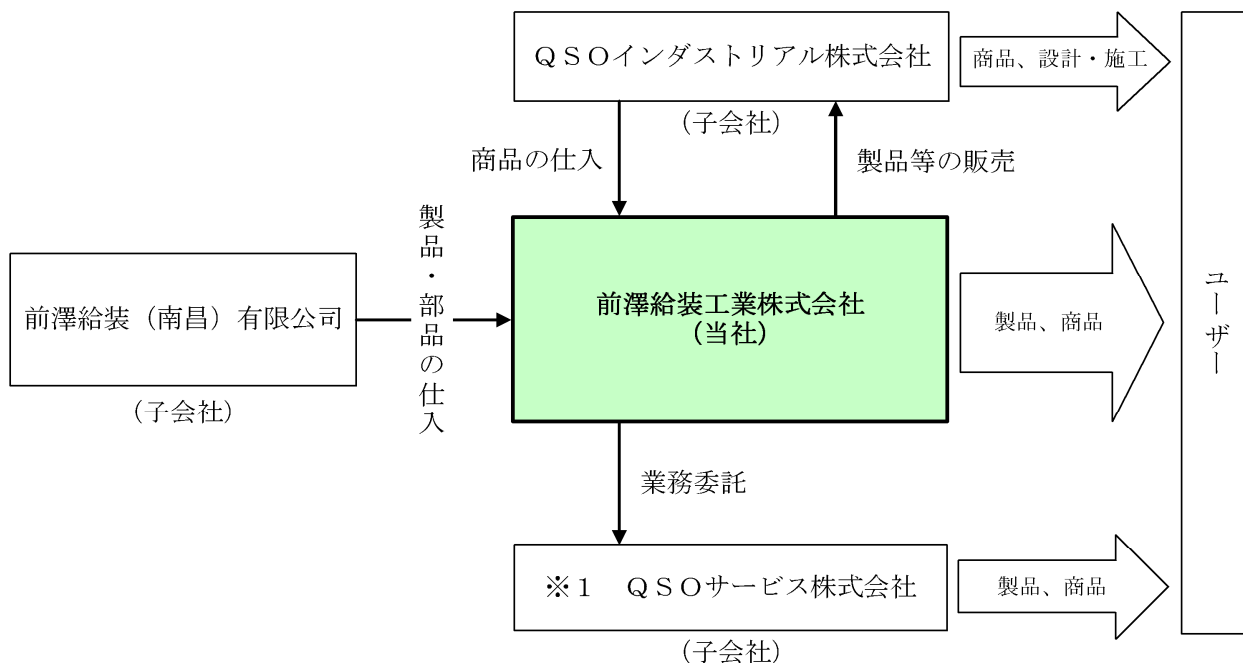
当事業は、製品に関連する仕入商品を販売しております。

(4) その他

QSOインダストリアル株式会社（連結子会社）は、給水・給湯システムの設計施工及び販売、前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）は、水道用給水装置の製造、QSOサービス株式会社（非連結子会社）は、主に北関東地区における当社製品の梱包および荷捌き業務を行っております。

[事業系統図]

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) ※1 非連結子会社で持分法非適用会社

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
QSOインダストリアル株式会社	神奈川県横浜市 港北区	(百万円) 11	その他	100.0	事業上の関係 当社製品の販売 役員の兼任等…有
前澤給装（南昌） 有限公司 (注) 2	中国江西省 南昌市	(百万人民元) 102	その他	100.0	事業上の関係 当社製品の製造販売 役員の兼任等…有

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
給水装置事業	326
住宅設備事業	
商品販売事業	
その他	122
全社（共通）	50
合計	498

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、嘱託、パートタイマーは含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年令（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
376	40.7	16.5	5,621,323

セグメントの名称	従業員数（人）
給水装置事業	326
住宅設備事業	
商品販売事業	
その他	—
全社（共通）	50
合計	376

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託、パートタイマーは含んでおりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりましたが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社グループは、「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組みます。

また、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

平成25年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

(2) 経営環境および経営戦略等

水道事業はインフラ整備が一巡し、市場は成熟化しておりますが、水道管の老朽化率は年々高まっており、更新時期を迎えた老朽管の取替需要は、今後、伸展していくことが見込まれます。

このような環境下、当社グループでは、主力である給水装置事業においては、取替需要に合わせ、耐震性の高い製品の提案を展開するとともに、施工性、操作性など開発力をさらに高め、安定したシェアを確保してまいります。住宅設備事業においては、三大都市圏に加え、人口集積度の高い地域の販売活動を強化し、事業シェアの拡大を図ります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「売上高経常利益率10%以上確保」を重要な経営指標として位置づけ、その水準維持・向上に努めております。また「ROA」(総資産純利益率)についても常に意識し、バランスの優れた事業ポートフォリオを構築することにより、資産効率の向上を目指しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの事業環境につきましては、人口の緩やかな減少に伴い給水装置の新設需要が減少する反面、老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は増加が見込まれています。また一方では、新興国における資源エネルギーの消費の高まりから、主要原材料の価格は高水準が続くとともに、雇用環境の好転から人件費や物流コストの上昇もあり、収益面では厳しいものと予想しています。

このような事業環境に加え、企業経営を取り巻くリスクは年々高まっており、継続的に企業価値の向上を図っていくため、当社グループは、以下の課題に対処してまいります。

1. お客様のご要望にお応えした新製品や、災害に強い付加価値の高い製品の開発など、成長分野への資本投下を進めてまいります。
2. 効率的な生産体制や物流体制の構築により、主要原材料価格の変動に左右されにくい、強固な収益基盤を確立してまいります。
3. さまざまなリスクに備えるため、リスク管理体制を整備し、内部統制システムを適切に運用してまいります。
4. 適時適切な情報開示や、コンプライアンスの遵守を通じ、経営の健全化・透明性を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。
5. 働き方改革を進めるとともに、人材の多様化を図り、会社の持続的発展につなげてまいります。
6. ライフラインの一翼を担う企業として、社会的使命を果たすため、災害時などにおける支援には、積極的に参画してまいります。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)について、平成29年6月28日開催の当社第61期定時株主総会において、ご出席株主の過半数のご賛成をいただき、本プランを継続いたしました。本プランの有効期間は平成29年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。本プランの具体的内容については、以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1. 基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なものもないとは言えません。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、大量買付行為を行おうとする者（以下、「大量買付者」といいます。）の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかについて、短期間のうちに適切な判断が求められる株主の皆様にとって、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、あるいは、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料になるものと考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ適切な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和32年1月の設立以来、半世紀以上にわたり「きれいな水」「安全な水」「おいしい水」をお届けすることを使命に、大切な水を人々の暮らしへとつなぐ給水装置の製造・販売を主な業務として、水道事業発展の一翼を担ってまいりました。

当社の企業価値の源泉は、事業の担い手を構成する全体としての従業員ならびに以下4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

① 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

当社の生産現場では、鋳造、加工、組立、検査、出荷、さらには生産ラインで使用する金型まで自社で管理する一貫生産体制を敷き、徹底した品質管理を行っております。これら各工程での長年の経験や蓄積されたデータから導かれた「ものづくり」に関する独自ノウハウの数々は、当社が送り出す製品の競争力を支えております。

② 独自の生産管理システム

給水装置は使用する環境や条件等で求められる性能が異なります。当社の製品は、ほぼ全国の水道事業体でご採用いただいておりますが、その数は数万点にも上ります。

当社では、精度の高い需要予測を可能にする営業力と多品種少量生産を可能にするフレキシブルな工場稼働体制の組合せによる独自の生産管理システムを確立し、それぞれの製品を、安定供給できる体制を整えております。

③ 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

当社はこれまで安全性、利便性、施工性の向上を目指した給水装置の開発を行い、必要とされる製品を安定的に供給し続けることにより、水道事業に携わる様々な方々から長期的な高い信頼を得てまいりました。こうした強固な信頼関係に基づくブランド力は当社の重要な事業基盤となっております。

④ 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

全国に27箇所の営業拠点を設置し、顧客ニーズを的確に捉えるとともに、製品開発から製造・供給までいち早く対応できる体制を整えております。

3. 企業価値向上のための取組み

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、平成25年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

ア) 効率的な生産体制の構築

イ) 物流効率化による配送コストの削減

ウ) 成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取り組んでまいります。

また近時の経営環境を踏まえ、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、更に企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、中でも、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しております。

このような認識の下、当社は、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信頼を問う機会を増やすことを目的に、取締役の任期を1年としております。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、社外取締役を1名選任するのに加え、独立性の高い社外監査役を2名選任するなど監査機能の強化を図るとともに、内部統制システムの構築・推進、リスクマネジメント活動およびコンプライアンス推進活動の強化などの諸施策を実施しております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。なお、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動する事が適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられる事もあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、イ）大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ）当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

(2) 本プランの継続の手続 — 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様を適切に反映するため、定時株主総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様が議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

(3) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のイ）もしくはロ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

イ）当社が発行者である株券等*1について、保有者*2の株券等保有割合*3が20%以上となる買付

ロ）当社が発行者である株券等*4について、公開買付*5に係る株券等の株券等所有割合*6およびその特別関係者*7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

*1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等（有価証券とみなされる場合を含みます。）をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*2：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

*4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。

- * 5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

② 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれの下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供された情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領またはその後の追加情報受領の日の翌日より10日以内に行うこととします。

- a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社株式の数、ならびに買付提案書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社株式の取引状況
- c) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）
- d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。））ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要
- e) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。））の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- g) 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針
- h) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、適用ある法令等および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下、「情報開示」といいます。）を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付に関する質問を行うことがあります。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の(i)または(ii)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株券等を対象とする買付の場合には60日以内

(ii) その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者等に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様等に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することが出来るものとします。ただし、下記⑦に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から大量買付行為を行うことが可能となります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置する事といたします。

独立委員会は3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗措置の発動の是非を取締役会評価期間の終了時までには判断するものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案

に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買付等である場合
 - (b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付等である場合
 - (c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
 - (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付等である場合
 - (e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買付等である場合
 - (f) 最初の買付で全株式の買付の申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付を行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある買付等である場合
 - (g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
 - (h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
 - (i) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付等である場合
 - i) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することが出来ないおそれがある場合
- ⑦ 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定
- 当社取締役会は、上記⑥ーイ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことが出来ます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 本新株予約権無償割当の概要

当社取締役会は本プランにおける対抗措置として、原則として、「前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当を行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当を決議する当社取締役会において定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することが出来ないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することが出来ます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認が必要です。

本新株予約権の無償割当のほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成29年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。すなわち本プランは、長くとも3年に1度、定時株主総会または臨時の株主総会において、株主の皆様のご判断で、変更または廃止させることが可能です。さらに、当社の取締役任期は1年となりますので、毎年、定時株主総会で選任される取締役が取締役会にて本プランの廃止を決定することもできます。従いまして、本プランは、株主の皆様のご判断で、毎年の取締役選任手続を通じて、本プランを間接的に廃止させることも可能となっております。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成29年5月19日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、上記に定める有効期間の満了以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

2. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

3. 株主の皆様等に与える影響

(1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当の実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり金 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することが出来ませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当の実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(注) 上記内容には、社外取締役 1 名の記述がありますが、現在は、社外取締役 2 名であります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成30年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 原材料市況の変動について

当社グループが取扱う製品の主要な原材料である銅や合成樹脂等の価格は、市況変動の影響を受けます。原材料価格の上昇分が販売価格に適正に反映されない場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 販売価格の低下について

当社グループが属する事業環境は厳しい状況が続いております。販売価格低下の影響は、生産技術の向上などにより、コストダウンで吸収すべく全社的に推進しておりますが、価格動向によっては経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製造物責任について

当社グループは製品の開発、製造及び販売により、潜在的な製造物責任を負う可能性があります。当社グループが提供する製品やサービスに重大な瑕疵や欠陥があった場合、多額の賠償責任を負うことも考えられ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 生産活動の停滞、遅延等について

当社グループの生産拠点において、地震、洪水等の災害や、戦争、テロあるいは疾病その他の要因による社会的混乱が発生するなどによって生産活動の停滞、遅延等が起こった場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報システムについて

当社グループの生産、販売等にかかわる情報システムは、迅速な業務を遂行するために、ネットワークを利用し構築されております。大規模な地震や火災等の自然災害やコンピュータウィルス、サイバー攻撃などにより、ネットワークを含めたシステムトラブル等が発生した場合、生産、販売業務等の停滞が考えられ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権に係る紛争について

当社グループは知的財産権の保護と尊重に努めておりますが、知的財産権に係る紛争が生じ、当社グループに不利な判断がなされた場合、多額の賠償責任を負う等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 仕入先の経営について

当社グループは仕入先の経営について早期の情報収集を行っておりますが、仕入先に破綻など、問題が発生した場合、生産の遅延、停滞等により販売機会の喪失等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンス上の問題について

当社グループはコンプライアンスを重要な経営課題の一つと位置づけ経営体制の強化に努めておりますが、コンプライアンス違反による重大な不祥事等、コンプライアンス上の問題が発生した場合、監督官庁等からの処分や社会的信用の失墜等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善が続くとともに、個人消費も持ち直しの兆しが見られました。

当社グループの事業に関わる新設住宅着工戸数は、相続税対策を背景とした貸家の建設が一巡したことなどにより弱含みを示すようになりました。さらに、主要原材料の銅と樹脂価格の高止まりが続くなど、事業環境に厳しさが増してきました。

このような状況下、当社グループは、耐震性の高い給水装置製品の販売を全国的に展開するとともに、集合住宅向けなどの住宅設備製品の販売活動を推進してまいりました。また、製造コストの削減や全社的な間接経費の圧縮に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における総資産は401億43百万円となり、前連結会計年度末に比べ11億62百万円増加しました。

流動資産は279億52百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億52百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が4億97百万円、受取手形及び売掛金が3億4百万円、電子記録債権が3億66百万円増加したこと等によるものであります。固定資産は121億90百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億10百万円増加しました。これは主に、有形固定資産が1億76百万円、無形固定資産が78百万円減少しましたが、投資有価証券が4億22百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は70億69百万円となり、前連結会計年度末に比べ46百万円減少しました。

流動負債は、60億83百万円となり、前連結会計年度末に比べ46百万円増加しました。これは主に、電子記録債務が67百万円増加したこと等によるものであります。固定負債は、9億86百万円となり、前連結会計年度末に比べ92百万円減少しました。これは主に、厚生年金基金解散損失引当金の確定に伴い、退職給付に係る負債に振り替わったものの、他の退職給付に係る負債が1億4百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は330億73百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億8百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が6億37百万円増加し、自己株式が3億93百万円減少したことによるものであります。

b. 経営成績

売上高は、前期比3.3%増の247億64百万円となり、営業利益は、前期比2.8%増の25億99百万円になりました。なお、経常利益は、営業外収益の減少から前期比2.3%減の27億16百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の減少から前期比9.5%増の18億57百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	売上高（外部顧客への売上高）			セグメント利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
給水装置事業	13,927	14,464	537	4,383	4,512	129
住宅設備事業	5,042	4,833	△208	1,130	993	△136
商品販売事業	4,415	4,658	242	482	451	△31
計	23,386	23,957	571	5,996	5,957	△38
その他	585	807	221	298	258	△40
合計	23,972	24,764	792	6,295	6,216	△78

〔給水装置事業〕

給水装置事業におきましては、新製品の投入により、売上高は前期比3.9%増の144億64百万円となりました。セグメント利益は主要原材料である銅価格の上昇により、前期比3.0%増の45億12百万円にとどまりました。

〔住宅設備事業〕

住宅設備事業におきましては、貸家の着工戸数が減少に転じたことから、売上高は前期比4.1%減の48億33百万円、セグメント利益は運送費用などの増加も加わり、前期比12.1%減の9億93百万円となりました。

〔商品販売事業〕

商品販売事業におきましては、売上高は前期比5.5%増の46億58百万円、セグメント利益は前期比6.4%減の4億51百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ7億1百万円増加し、119億95百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、前連結会計年度比14百万円減少の17億46百万円となりました。これは主に、売上債権の増加が6億65百万円、法人税等の支払額が8億90百万円あったこと等により資金が減少しましたが、税金等調整前当期純利益が27億11百万円、減価償却費が5億45百万円あったこと等により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、前連結会計年度比26百万円減少の2億78百万円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が2億69百万円、有価証券の償還による収入が4億55百万円、保険積立金の解約による収入が1億92百万円あったこと等により資金が増加しましたが、有価証券の取得による支出が1億63百万円、投資有価証券の取得による支出が4億99百万円、有形固定資産の取得による支出が3億51百万円、保険積立金の契約による支出が2億18百万円あったこと等により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、8億26百万円となりました。これは配当金の支払額4億70百万円、自己株式の取得による支出3億56百万円であります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	
	（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	前年同期比（％）
給水装置事業 （百万円）	15,591	△3.4
住宅設備事業 （百万円）	5,638	△8.8
合計 （百万円）	21,230	△4.9

（注）1. 金額は販売価格で表示しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比 (%)
商品販売事業 (百万円)	3,963	5.1
その他 (百万円)	593	12.8
合計 (百万円)	4,556	6.0

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額は仕入価格で表示しております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同期比 (%)
その他	80,442	△35.1	64,620	△25.6

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比 (%)
給水装置事業 (百万円)	14,464	3.9
住宅設備事業 (百万円)	4,833	△4.1
商品販売事業 (百万円)	4,658	5.5
その他 (百万円)	807	37.7
合計 (百万円)	24,764	3.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
渡辺パイプ株式会社	2,972	12.4	3,079	12.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

なお、損益及び資産の状況に影響を与える見積りは、過去の実績やその時点での情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りそのものに不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載されているとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載されているとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載されているとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 経営方針、(2) 経営環境および経営戦略等及び(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載されているとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、環境や市場の変化に迅速に対応して、より安全な水道水の供給を追求した水道用給水装置、屋内給水給湯配管システム関連部材、住環境に配慮した暖房システム関連部材の開発を進めております。また、樹脂材料・金属材料に関して、金型設計製作・樹脂成形・銅合金鋳造・機械加工・組立・検査といった製品製造技術の開発もあわせて進めております。

当連結会計年度において特に重点を置きました各セグメント別の製品開発は、以下のとおりであります。

(1) 給水装置事業

給水装置事業である水道用給水装置におきましては、管路の耐震化に対応した「KMP継手S型」や「Pワン継手S型」について、施工性の向上を図るための改良を行いました。また、水道事業体の仕様変更に対応したボール止水栓においても、施工性の向上等の改良を進めました。さらには各種サドル付分水栓など、製品の小型化、部品の共通化を継続して進めております。

給水装置製品事業に係る研究開発費は1億85百万円であります。

(2) 住宅設備事業

住宅設備事業である屋内給水給湯配管の関連部材におきましては、ワンタッチ式継手の品種拡大を図るとともに、製品の材質や形状、表面処理等の製造方法変更によってコストの低減を実現しました。

暖房システム関連部材におきましては、エネルギー使用効率を高めるために、引き続き暖房システムに使用する高断熱タイプ保温材付架橋ポリエチレン管の検討、品種追加を実施しました。

住宅設備製品事業に係る研究開発費は52百万円であります

当連結会計年度における研究開発費の総額は、2億37百万円であります。なお、平成30年3月31日現在における国内の産業財産権は、総数90件、出願中14件であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、生産性及び品質の向上、生産能力の増強などを目的として、給水装置事業、住宅設備事業、全社共通資産を中心に総額3億68百万円の設備投資を実施しました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

給水装置事業においては、生産用設備や金型の新規取得や更新を中心に1億49百万円の設備投資を実施しました。

住宅設備事業においては、生産用設備や金型の新規取得や更新を中心に45百万円の設備投資を実施しました。

全社共通資産として、管理部門及び研究開発部門を中心に1億50百万円の設備投資を実施しました。

また、当連結会計年度につきましては、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主な設備状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都目黒区)	全社（共通）	経営管理施設 ほか	578	—	1,345 (5,315)	17	1,941	31
福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業 全社（共通）	給水装置生産 設備	967	435	862 (135,485)	262	2,527	138
東京支店等 27拠点	給水装置事業 住宅設備事業	販売設備	278	—	884 (3,214)	5	1,168	191
福島物流 センター等4拠点	給水装置事業 住宅設備事業	配送業務用設 備等	289	50	1,436 (14,084)	6	1,783	16

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 福島物流センター等4拠点の中にはQSOサービス株式会社（非連結子会社）へ貸与中の建物を含んでおります。

3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量（件）	リース期間（年）	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
営業用車輛 (オペレーティング・リース)	120	3～5	57	54
事務機器他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	402	4～7	17	39

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
QSOインダストリアル 株式会社 (神奈川県横浜市港北区)	その他	管理・販売 設備	12	1	126 (536)	4	143	12

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

平成29年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
前澤給装（南昌）有限公司 (中国 江西省南昌市)	その他	給水装置 生産設備	203	136	— —	39	379	110

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と無形固定資産であります。

なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、需要予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (東京都目黒区)	給水装置事業 住宅設備事業 商品販売事業	販売システムの更新	190	—	自己資金	平成30年4月	平成31年3月	—
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業	生産機械等の更新	150	—	自己資金	平成30年4月	平成31年3月	—
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅設備事業	金型製作	90	—	自己資金	平成30年4月	平成31年3月	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は算定が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年6月28日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	12,000,000	12,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	12,000,000	12,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高（百万円）
平成29年5月31日（注）	△500,000	12,000,000	—	3,358	—	3,711

（注）自己株式の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	24	18	82	87	2	8,559	8,772	－
所有株式数（単元）	－	35,167	689	27,409	14,916	2	41,795	119,978	2,200
所有株式数の割合 （％）	－	29.31	0.57	22.85	12.43	0.00	34.84	100.00	－

（注）自己株式366,098株は、「個人その他」の欄に3,660単元および「単元未満株式の状況」の欄に98株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	654	5.62
前澤工業株式会社	東京都中央区新川1-5-17	624	5.36
前澤化成工業株式会社	東京都中央区日本橋本町2-7-1	624	5.36
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	500	4.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	500	4.29
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1-6-6 （東京都港区浜松町2-11-3）	366	3.14
前澤給装工業従業員持株会	東京都目黒区鷹番2-14-4	329	2.83
第一生命保険株式会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区有楽町1-13-1 （東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリートンスクエアオフィスタワーZ棟）	288	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	274	2.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都港区港南2-15-1品川インターシティA棟）	256	2.20
計	—	4,418	37.97

（注）1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は653千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分328千株、投資信託設定分235千株、その他信託分89千株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分43千株、投資信託設定分209千株、その他信託分22千株であります。

3. 平成28年8月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが平成28年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー
住所	アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サンディエゴ、エル・カミノ・レアル11988
保有株券等の数	株式 625,100株
株券等保有割合	5.00%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 366,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,631,800	116,318	—
単元未満株式	普通株式 2,200	—	—
発行済株式総数	12,000,000	—	—
総株主の議決権	—	116,318	—

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2-14-4	366,000	—	366,000	3.05
計	—	366,000	—	366,000	3.05

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成29年9月11日) での決議状況 (取得期間 平成29年9月12日～平成29年9月12日)	250,000	445,250,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	200,000	356,200,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	50,000	89,050,000
当事業年度末日現在の未行使割合 (%)	20.0	20.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	20.0	20.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成30年6月12日) での決議状況 (取得期間 平成30年6月13日～平成30年9月28日)	120,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100	100

(注) 平成30年6月12日付取締役会の決議に基づく取得の「当期間における取得自己株式」には、平成30年6月13日から有価証券報告書提出日までの取得による株式数とその価額の総額は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	76	144,118
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	500,000	750,315,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	366,098	—	366,098	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月13日から有価証券報告書提出日までの取締役会の決議に基づく取得による株式数及び平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策として位置づけ、安定した配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本の効率性を踏まえた機動的な自己株式取得等の実施により、中長期的に株主還元の強化を目指すことを基本方針としております。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

期末配当金につきましては、当期の連結業績を勘案し、1株につき20円の普通配当に、特別配当3円を加え、1株あたり23円を実施することを決定いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金17円とあわせまして40円となります。

次期につきましては、1株につき37円の年間普通配当を実施させていただく予定であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年11月6日 取締役会	197	17
平成30年6月27日 定時株主総会	267	23

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,467	1,550	1,721	1,639	2,093
最低(円)	1,152	1,252	1,308	1,282	1,478

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	1,884	1,896	2,030	2,093	1,987	1,977
最低(円)	1,820	1,805	1,853	1,934	1,799	1,844

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

5 【役員の状況】

男性12名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		山本 晴紀	昭和29年4月7日生	昭和52年4月 当社入社 平成14年5月 福島製造第一部長 平成16年6月 執行役員生産本部福島工場長 平成18年6月 上席執行役員生産本部福島工場長兼購買部長 平成19年6月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼購買部長兼庶務部長 平成22年6月 常務取締役生産本部長兼開発部長 平成25年12月 代表取締役社長生産本部長兼開発部長 平成26年7月 代表取締役社長営業部門、生産部門担当 平成27年4月 代表取締役社長(現任) 他の会社の代表状況 平成26年1月 前澤給装(南昌)有限公司董事長(現任)	(注)3	39
取締役	営業部門担当 住宅設備営業統括部長	堀 俊也	昭和35年2月14日生	昭和57年4月 当社入社 平成13年10月 営業推進部長 平成16年6月 執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 平成18年6月 取締役執行役員営業本部長 平成26年7月 取締役執行役員西日本営業部長兼特販営業部長兼中部支店長兼物流部、CADセンター担当 平成27年4月 取締役第二営業部門担当 特販営業部長兼中部支店長 平成27年6月 取締役第二営業部門担当 平成28年6月 取締役営業部門担当 住宅設備営業統括部長(現任) 他の会社の代表状況 平成26年6月 QSOインダストリアル株式会社取締役(現任)	(注)3	16
取締役	生産部門担当 製造統括部長 (福島工場長)	村田 秀明	昭和31年7月21日生	平成6年3月 当社入社 平成14年5月 技術開発部長 平成16年8月 生産本部技術部長 平成18年6月 執行役員生産本部生産技術部長 平成22年6月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼生産技術部長 平成26年7月 取締役執行役員福島工場長兼開発部長 平成27年4月 取締役生産部門担当 平成28年6月 取締役生産部門担当 製造統括部長(福島工場長)(現任) 他の会社の代表状況 平成26年6月 QSOサービス株式会社取締役(現任)	(注)3	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	営業部門担当 給水装置営業統 括部長	谷合 祐一	昭和33年8月23日生	昭和62年3月 当社入社 平成8年2月 広島営業所長 平成15年4月 東京営業所長 平成18年6月 執行役員営業本部東京営業所長 平成22年6月 取締役執行役員営業本部副本部長 (東京駐在)兼東京営業所長 平成26年7月 取締役執行役員東日本営業部長兼 首都圏支店長兼営業支援部長 平成27年4月 取締役第一営業部門、第三営業部 門担当 首都圏支店長兼営業支援 部長 平成27年6月 取締役第一営業部門、第三営業部 門担当兼営業支援部長 平成28年6月 取締役営業部門担当 給水装置営 業統括部長 (現任)	(注)3	14
取締役	企画部門担当 企画統括部長	前田 近	昭和29年10月20日生	昭和54年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社 りそな銀行) 入行 平成19年8月 当社入社 平成19年8月 経営管理本部経理部長 平成21年6月 執行役員経営管理本部経理部長 平成27年6月 取締役経営管理部門担当 平成28年6月 取締役経営管理部門担当 経営管 理統括部長 平成29年4月 取締役企画部門担当 企画統括部 長 (現任) 他の会社の代表状況 平成30年4月 前澤給装(南昌)有限公司董事 (現任)	(注)3	4
取締役	管理部門担当 管理統括部長	檀原 由樹	昭和29年9月14日生	昭和53年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社 りそな銀行) 入行 平成22年7月 当社入社 平成22年7月 経営管理本部内部統制室長兼経営 管理部副部長 平成25年1月 経営管理本部総務部長兼内部統制 室長兼経営管理部副部長 平成26年4月 執行役員経営管理本部経営管理部 長兼内部統制室長 平成27年6月 取締役監査部長 平成29年4月 取締役管理部門担当 管理統括部 長 (現任)	(注)3	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		幣原 廣	昭和24年5月7日生	昭和57年4月 弁護士登録 平成3年10月 銀座東法律事務所開設 平成11年4月 第二東京弁護士会副会長 平成14年4月 日本弁護士連合会事務次長 平成19年6月 当社社外監査役 平成20年8月 タマホーム株式会社社外監査役 (現任) 平成25年6月 中外鉱業株式会社社外監査役 (現任) 平成26年9月 弁護士法人東京フロンティア 基金 法律事務所 代表社員弁護士 (現任) 平成27年6月 日本郵便株式会社社外監査役 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役		吉川 彰宏	昭和28年7月3日生	昭和56年4月 東京都豊島区入職 平成20年4月 同区子ども家庭部長 平成22年4月 同区政策経営部長 平成26年4月 帝京平成大学 現代ライフ学部 経 営マネジメント学科 教授 (現任) 平成30年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役		大岡 伊左生	昭和28年7月31日生	昭和47年4月 当社入社 平成3年12月 生産業務部課長 平成14年5月 品質保証センター長 平成17年3月 管理本部経営管理部担当課長 平成18年7月 リスク統轄本部法務部知的財産グ ループ担当課長 平成19年6月 内部監査室担当課長 平成27年6月 常勤監査役 (現任)	(注) 4	17
常勤監査役		北村 孝	昭和31年3月1日生	昭和53年4月 オリエン特時計株式会社入社 平成14年10月 当社入社 平成15年7月 管理本部経営企画室情報システム グループグループリーダー 平成20年4月 経営管理本部経理部副部長 平成26年4月 経営管理本部経営管理部副部長 平成26年7月 経営管理部担当部長 平成27年6月 常勤監査役 (現任)	(注) 4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		藤田 博	昭和29年2月14日生	昭和51年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社 りそな銀行）入行 平成6年8月 株式会社あさひ銀行（現 株式会 社りそな銀行）鳴野支店長 平成9年9月 同行上海支店長 平成15年5月 株式会社りそな総合研究所出向主 席コンサルタント 平成17年9月 株式会社中国ビジネスネットワー ク（現 株式会社CBN）代表取 締役（現任） 平成23年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	0
監査役		菅納 敏恭	昭和25年3月31日生	昭和56年9月 税理士登録 昭和61年2月 菅納会計事務所代表（現任） 平成11年6月 東京税理士会常務理事 平成19年7月 国税不服審判所審判官 平成25年6月 東京税理士会副会長 平成25年7月 日本税理士会連合会常務理事 平成27年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	0
計						111

- (注) 1. 取締役幣原 廣および吉川 彰宏の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤田 博および菅納 敏恭の各氏は、社外監査役であります。
3. 平成30年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成27年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 当社は、取締役幣原 廣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

このような中、当社では、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ取り組んでおります。

1. 株主の権利・平等性の確保

少数株主を含めたすべての株主に対し、実質的な平等性を確保するとともに、株主構成等を踏まえたうえで、その権利の確保に向けた適切な対応と適切な権利行使に資するための環境整備に努めます。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組むとともに、当社を取り巻く各ステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

「ディスクロージャーポリシー」に従い、法令および証券取引所規則に基づく開示のほか、それら法令等以外の情報についても、適時開示の趣旨を踏まえ、適切な開示に努めます。

4. 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、社業の発展および株主共同の利益のため役割・責務の遂行に努めます。監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した立場から監査・監督に重点を置き、役割・責務の遂行に努めます。

5. 株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を通じて、すべてのステークホルダーから、当社の経営活動および企業活動全般について正しい理解を得るために「迅速、正確かつ公平」を基本に、適時適切な対応に努めます。

① 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

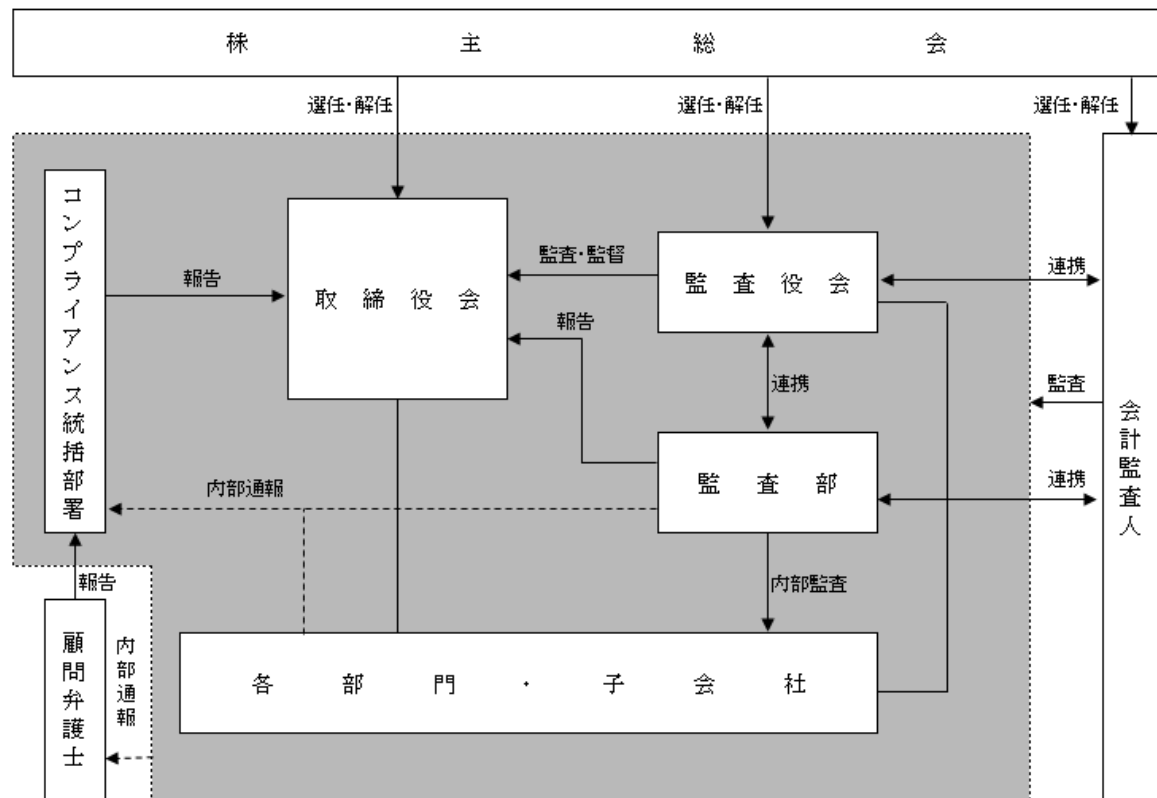
イ. 当社は、監査役制度採用会社であり、監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成しております。

監査役および監査役会の役割・責務を監査役会規程および監査役監査基準に明確に規定しており、各監査役は当該規程等に従い独立した客観的立場で責務を果たしております。更に各監査役は、取締役会などの重要会議へ出席して意見を述べ、取締役との面談や会計監査人および監査部との連携などによる業務執行の監査を積極的に行っております。

ロ. 取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成しており、少人数による迅速な意思決定を行う体制としております。取締役会は原則毎月1回開催し、取締役会規程に従い、経営目標・経営戦略等重要な事業戦略その他必要な重要事項を決定しております。

ハ. 社外取締役2名と社外監査役2名により、外部からの取締役に對する監査・監督体制を構築しております。

ニ. コンプライアンス経営の更なる強化を図るべく、「コンプライアンスプログラム」を導入し、同プログラムを実施、管理および整備する統括部署を置いております。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度を設けております。



・内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、その整備を図っております。

当社は、「QSO」（Quality, Safety & Originality）『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針のもと、業務の適正および効率性の確保ならびにリスクを管理する体制の構築が重要な経営課題であると認識し、以下の各体制・事項を整備する。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンスプログラムを実践する。
- b. コンプライアンスプログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。
- c. コンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- d. コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
- b. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 情報セキュリティ管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
- b. リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- c. 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- d. リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- b. 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- c. 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

ホ．当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
- b. 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- c. 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。

へ、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
- b. 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
- b. 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
- c. 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- b. 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
- c. 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

・リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、以下のとおり整備を図っております。

イ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

ロ. 個人情報保護法に対応し、個人情報保護方針の策定とそれに基づく規程等の整備を図るとともに、各種個人情報の取扱いの重要性を従業員に徹底するなど、個人情報保護体制の整備に努めております。

② 内部監査および監査役監査の状況

当社では、各部門から独立した監査部（４名）が、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的実施しております。監査結果は、取締役会に定期的に報告する体制としております。監査部は、監査結果により、改善すべき点があれば被監査部門へ改善状況の報告を求めるなど、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たしております。また、監査役と定期的な会合をもち、内部監査および内部統制についての意見交換を行っております。

監査役監査は、監査役会が定めた基準に拠り、監査を実施しております。また、会計監査人と定期的な会合をもつなど、連携を保ち、意見および情報交換を行うとともに、内部監査部門等からの報告を通じて効率的な監査の実施に努めております。

なお、常勤監査役大図伊左生氏は、長年にわたり当社の内部監査部門に在籍し、各部門の内部監査に従事しておりました。また、常勤監査役北村孝氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、システムの構築、開発等に従事しておりました。

③ 社外取締役および社外監査役

イ. 当社の社外取締役は２名、社外監査役は２名であります。いずれも当社が定める「独立役員選任基準」（※）に合致しており、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、また資本的関係については特記すべき事項はなく、独立性を有していると考え、選任しております。

- ・ 社外取締役幣原廣氏は、当社の社外監査役就任以来、弁護士として企業法務に関する知識や経験に基づき、活発に意見を述べるなど、社外監査役としての職責を果たし、平成27年６月からは社外取締役として、弁護士の識見に加え監査役時代に培った当社に対する業務知識や経験を、独立した立場から当社取締役会の監督機能強化に活かしていただいております。取締役会は、それらの貴重な経験と実績に基づく人材が当社にとって引き続き必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任しております。

- ・ 社外取締役吉川彰宏氏は、長年にわたる地方公共団体における行政経験に加え、大学教授として行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見を有しております。取締役会は、そのような実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上や取締役会の監督強化に活かされるものと判断し、社外取締役として選任しております。

- ・ 社外監査役藤田博氏は、金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する豊富な見識を有しているため、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
- ・ 社外監査役菅納敏恭氏は、税理士資格を有しており、税務および会計に関する専門的な知識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

(※) 「独立役員選任基準」(平成27年5月12日改定)の独立性に関する基準

独立役員と認定されるものは、以下の各号に該当してはならない。

- 当社グループを主要な取引先とする者、またはその業務執行者
 - 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
 - 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
 - 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
 - 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
 - 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - 過去3年間において、上記aからfに該当していた者
 - 下記に掲げる者の近親者等
 - 上記aからgまでに掲げる者(但し、aからdまでの「業務執行者」においては重要な業務執行者、eの「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びにfの「監査法人に所属する者」においては、重要な業務執行者および公認会計士等の資格を有するものに限る)
 - 当社の子会社の重要な業務執行者(社外監査役を独立役員に認定する場合は、業務執行者でない取締役または会計参与を含む。)
 - 過去3年間において、上記(ii)または当社の重要な業務執行者(社外監査役を独立役員として認定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。))に該当していた者
- ロ. 当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 会計監査の状況

会計監査についての監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しており、監査が実施されております。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と、当社の間には特別な利害関係はありません。

平成30年3月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)	野島 透	継続監査年数3年
	今井 仁子	継続監査年数1年
(会計監査業務に係る補助者の構成)	公認会計士3名、その他4名	

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	168	111	57	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	—	—	2
社外役員	14	14	—	—	3

ロ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
重要性がないため、記載を省略しております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、取締役については基本報酬の額は社会的水準および従業員給与と比較考慮して、賞与の額は会社の業績に応じて算定することとしており、取締役会決議で決定しております。また、監査役については監査役の協議により決定しております。

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ. 当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額
13銘柄 1,922百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
前澤化成工業(株)	842,400	978	取引関係の安定化
前澤工業(株)	1,198,438	400	取引関係の安定化
愛知時計電機(株)	24,600	92	取引関係の安定化
(株)りそなホールディングス	81,760	48	取引関係の安定化
橋本総業ホールディングス(株)	11,000	16	取引関係の安定化
第一生命ホールディングス(株)	6,300	12	取引関係の安定化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,295	9	取引関係の安定化
クリエイト(株)	5,000	2	取引関係の安定化
東邦瓦斯(株)	5,000	3	取引関係の安定化
東京瓦斯(株)	5,000	2	取引関係の安定化
大阪瓦斯(株)	5,000	2	取引関係の安定化

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
前澤化成工業(株)	842,400	977	取引関係の安定化
前澤工業(株)	1,198,438	491	取引関係の安定化
愛知時計電機(株)	24,600	102	取引関係の安定化
(株)りそなホールディングス	81,760	45	取引関係の安定化
橋本総業ホールディングス(株)	11,000	19	取引関係の安定化
第一生命ホールディングス(株)	6,300	12	取引関係の安定化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	2,295	10	取引関係の安定化
クリエイト(株)	5,000	3	取引関係の安定化
東邦瓦斯(株)	1,000	3	取引関係の安定化
東京瓦斯(株)	1,000	2	取引関係の安定化
大阪瓦斯(株)	1,000	2	取引関係の安定化

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	37	—	34	—
連結子会社	—	—	—	—
計	37	—	34	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査計画の内容、監査の実施状況等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報等を得ております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,912	12,410
受取手形及び売掛金	5,501	※2 5,806
電子記録債権	4,091	※2 4,457
有価証券	291	200
商品及び製品	3,770	3,700
仕掛品	76	98
原材料及び貯蔵品	984	997
繰延税金資産	127	135
その他	144	145
貸倒引当金	△0	—
流動資産合計	26,900	27,952
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,907	7,979
減価償却累計額	△5,585	△5,649
建物及び構築物（純額）	2,322	2,329
機械装置及び運搬具	8,033	8,099
減価償却累計額	△7,373	△7,476
機械装置及び運搬具（純額）	659	622
土地	4,727	4,661
建設仮勘定	36	1
その他	3,176	3,277
減価償却累計額	△2,982	△3,128
その他（純額）	194	148
有形固定資産合計	7,941	7,764
無形固定資産	265	186
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 2,234	※1 2,656
長期貸付金	15	12
保険積立金	1,461	1,485
繰延税金資産	64	—
その他	112	88
貸倒引当金	△13	△3
投資その他の資産合計	3,874	4,239
固定資産合計	12,080	12,190
資産合計	38,981	40,143

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,531	4,474
電子記録債務	35	※2 103
未払法人税等	499	481
賞与引当金	210	198
役員賞与引当金	52	59
その他	707	766
流動負債合計	6,037	6,083
固定負債		
繰延税金負債	67	79
退職給付に係る負債	597	853
資産除去債務	4	4
厚生年金基金解散損失引当金	360	—
その他	48	48
固定負債合計	1,078	986
負債合計	7,115	7,069
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金	3,711	3,711
利益剰余金	24,913	25,551
自己株式	△999	△605
株主資本合計	30,984	32,015
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	842	927
為替換算調整勘定	172	217
退職給付に係る調整累計額	△134	△86
その他の包括利益累計額合計	881	1,058
純資産合計	31,865	33,073
負債純資産合計	38,981	40,143

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	23,972	24,764
売上原価	※1 16,328	※1 17,101
売上総利益	7,643	7,662
販売費及び一般管理費	※2, ※3 5,114	※2, ※3 5,063
営業利益	2,528	2,599
営業外収益		
受取利息	11	11
受取配当金	50	52
為替差益	66	47
保険解約返戻金	5	6
保険転換差益	123	—
受取保険金	8	—
その他	22	41
営業外収益合計	287	159
営業外費用		
売上割引	30	32
保険解約損	—	9
その他	4	0
営業外費用合計	35	41
経常利益	2,780	2,716
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 2
投資有価証券売却益	3	—
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産除却損	※5 20	※5 5
減損損失	※6 224	※6 2
特別損失合計	245	7
税金等調整前当期純利益	2,538	2,711
法人税、住民税及び事業税	836	844
法人税等調整額	4	9
法人税等合計	841	853
当期純利益	1,697	1,857
親会社株主に帰属する当期純利益	1,697	1,857

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	1,697	1,857
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	132	84
為替換算調整勘定	△124	44
退職給付に係る調整額	56	47
その他の包括利益合計	※ 64	※ 177
包括利益	1,761	2,034
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,761	2,034

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,358	3,711	23,721	△694	30,097
当期変動額					
剰余金の配当			△505		△505
親会社株主に帰属する当期純利益			1,697		1,697
自己株式の取得				△305	△305
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,191	△305	886
当期末残高	3,358	3,711	24,913	△999	30,984

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	710	297	△190	816	30,914
当期変動額					
剰余金の配当					△505
親会社株主に帰属する当期純利益					1,697
自己株式の取得					△305
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132	△124	56	64	64
当期変動額合計	132	△124	56	64	950
当期末残高	842	172	△134	881	31,865

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,358	3,711	24,913	△999	30,984
当期変動額					
剰余金の配当			△469		△469
親会社株主に帰属する当期純利益			1,857		1,857
自己株式の取得				△356	△356
自己株式の消却			△750	750	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	637	393	1,031
当期末残高	3,358	3,711	25,551	△605	32,015

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	842	172	△134	881	31,865
当期変動額					
剰余金の配当					△469
親会社株主に帰属する当期純利益					1,857
自己株式の取得					△356
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	84	44	47	177	177
当期変動額合計	84	44	47	177	1,208
当期末残高	927	217	△86	1,058	33,073

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,538	2,711
減価償却費	563	545
減損損失	224	2
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	30	△36
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15	△12
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	19	7
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
受取利息及び受取配当金	△61	△64
為替差損益 (△は益)	△66	△47
投資有価証券売却損益 (△は益)	△3	—
保険解約返戻金	△5	△6
保険解約損益 (△は益)	—	9
保険転換差益	△123	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△124	△665
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△448	29
仕入債務の増減額 (△は減少)	△45	6
未払消費税等の増減額 (△は減少)	31	48
その他	18	43
小計	2,563	2,570
利息及び配当金の受取額	65	66
法人税等の支払額	△867	△890
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,761	1,746
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△51
定期預金の払戻による収入	180	269
有価証券の取得による支出	△533	△163
有価証券の償還による収入	369	455
投資有価証券の取得による支出	△177	△499
投資有価証券の売却による収入	—	5
有形固定資産の取得による支出	△601	△351
有形固定資産の売却による収入	711	91
無形固定資産の取得による支出	△54	△10
固定資産の除却による支出	△0	—
保険積立金の契約による支出	△208	△218
保険積立金の解約による収入	13	192
貸付けによる支出	△6	—
貸付金の回収による収入	3	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△305	△278
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△504	△470
自己株式の取得による支出	△305	△356
財務活動によるキャッシュ・フロー	△809	△826
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	59
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	664	701
現金及び現金同等物の期首残高	10,629	11,293
現金及び現金同等物の期末残高	※ 11,293	※ 11,995

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

QSOインダストリアル株式会社

前澤給装(南昌)有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

QSOサービス株式会社

上記非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

非連結子会社であるQSOサービス株式会社の当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。なお、関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち前澤給装(南昌)有限公司については、12月31日が決算日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、当該会社の決算日の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

QSOインダストリアル株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

ロ. たな卸資産

商品・製品・原材料: 主として月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

仕掛品: 主としてロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(当社および国内連結子会社)

建物及び構築物: 定率法及び定額法

その他: 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準規定に基づく定額法

ロ. 無形固定資産

(当社および国内連結子会社)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準規定に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、その他金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税（消費税等）の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

（会計処理の見直しを行った主な取扱い）

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に表示していた45億67百万円は、「支払手形及び買掛金」45億31百万円、「電子記録債務」35百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	30百万円	30百万円

※2 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	一百万円	284百万円
電子記録債権	—	53
電子記録債務	—	10

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸資産高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	68百万円	85百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
運送費	616百万円	677百万円
従業員給与手当	1,429	1,381
賞与引当金繰入額	137	129
役員賞与引当金繰入額	52	59
退職給付費用	128	157

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	290百万円	237百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械装置及び運搬具	一百万円	2百万円
その他	—	0
計	—	2

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	8百万円	5百万円
機械装置及び運搬具	1	0
その他	7	0
無形固定資産	1	—
計	20	5

※6 減損損失

前連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市中区	売却資産	土地
埼玉県さいたま市浦和区	売却予定資産	土地

当社は、原則として、事業用資産については売上構成を基準としてグルーピングを行っており、処分が決定された資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記売却資産及び売却予定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（224百万円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、契約に基づく売却予定価額により算定しております。

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
首都圏	売却資産（5物件）	土地、建物

当社は、原則として、事業用資産については売上構成を基準としてグルーピングを行っており、処分が決定された資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記売却資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2百万円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、契約に基づく売却予定価額により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	193百万円	122百万円
組替調整額	△3	—
税効果調整前	189	122
税効果額	△57	△37
その他有価証券評価差額金	132	84
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△124	44
為替換算調整勘定	△124	44
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	28	24
組替調整額	53	44
税効果調整前	81	68
税効果額	△24	△20
退職給付に係る調整額	56	47
その他の包括利益合計	64	177

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	12,500	—	—	12,500
合計	12,500	—	—	12,500
自己株式				
普通株式	466	200	—	666
合計	466	200	—	666

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式取得による増加200千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	300	25	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	204	17	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	272	利益剰余金	23	平成29年3月31日	平成29年6月29日

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (千株)	当連結会計年度増 加株式数 (千株)	当連結会計年度減 少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	12,500	—	500	12,000
合計	12,500	—	500	12,000
自己株式				
普通株式	666	200	500	366
合計	666	200	500	366

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却500千株によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加及び減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得200千株及び消却500千株によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	272	23	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	197	17	平成29年9月30日	平成29年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	267	利益剰余金	23	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31 日)
現金及び預金勘定	11,912百万円	12,410百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△619	△414
現金及び現金同等物	11,293	11,995

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31 日)
1 年内	50	37
1 年超	41	16
合計	91	54

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切に与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式が主ですが、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。また、投資有価証券の保有については継続的に見直しを行っております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。また、連結海外子会社は、当社以外に販売先がないことから信用リスクはありませんが、原材料等の輸入に伴う為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、同じ外貨建て預金残高の範囲内に買掛金残高があるため、相殺状況にあります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2を参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	11,912	11,912	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,501	5,501	—
(3) 電子記録債権	4,091	4,091	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	541	541	△0
② その他有価証券	1,701	1,701	—
資産計	23,749	23,749	△0
(1) 支払手形及び買掛金	4,567	4,567	—
(2) 未払法人税等	499	499	—
(3) その他流動負債（未払金）	488	488	—
負債計	5,555	5,555	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	12,410	12,410	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,806	5,806	—
(3) 電子記録債権	4,457	4,457	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	849	847	△2
② その他有価証券	1,724	1,724	—
資産計	25,248	25,246	△2
(1) 支払手形及び買掛金	4,474	4,474	—
(2) 電子記録債務	103	103	—
(3) 未払法人税等	481	481	—
(4) その他流動負債（未払金）	457	457	—
負債計	5,516	5,516	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、全て短期であるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債務

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他流動負債（未払金）

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	282	282

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券 ② 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,912	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,501	—	—	—
電子記録債権	4,091	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	291	250	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	100	—
合 計	21,797	250	100	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,410	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,806	—	—	—
電子記録債権	4,457	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	200	549	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	100	—
合 計	22,874	549	100	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	200	200	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	200	200	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	341	340	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	341	340	△0
合計		541	541	△0

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	200	200	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	200	200	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	649	647	△2
	(3) その他	—	—	—
	小計	649	647	△2
合計		849	847	△2

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,596	386	1,210
	(2) その他	—	—	—
	小計	1,596	386	1,210
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5	6	△0
	(2) その他	99	100	△0
	小計	104	106	△1
合計		1,701	492	1,208

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,721	389	1,332
	(2) その他	—	—	—
	小計	1,721	389	1,332
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2	3	△0
	(2) その他	—	—	—
	小計	2	3	△0
合計		1,724	392	1,331

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	5	3	—
(2) その他	—	—	—
合計	5	3	—

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、積立型、非積立型の確定給付企業年金制度、退職一時金制度を設けているほか、確定拠出年金制度および退職金前払い制度を設けております。

国内連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。また、在外連結子会社は、退職金制度を採用しておりません。

なお、当社が加入しておりました総合設立型の全日本パルプ厚生年金基金は、厚生労働大臣の解散認可を受けて、過年度より清算手続きを進めておりましたが、当連結会計年度において手続きが終了し当社の損失が確定いたしました。その結果、従来、厚生年金基金から支払われていた給付の一部につきましては、会社の確定給付企業年金制度に引き継ぐこととしたため、厚生年金基金解散損失引当金360百万円を振り替えております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,034百万円	2,115百万円
勤務費用	152	150
利息費用	9	9
数理計算上の差異の発生額	△23	△15
退職給付の支払額	△63	△133
過去勤務費用の発生額	6	—
厚生年金基金解散損失引当金からの振替額	—	360
退職給付債務の期末残高	2,115	2,486

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	1,385百万円	1,517百万円
期待運用収益	13	15
数理計算上の差異の発生額	11	8
事業主からの拠出額	164	207
退職給付の支払額	△56	△116
年金資産の期末残高	1,517	1,633

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,923百万円	2,168百万円
年金資産	△1,517	△1,633
	405	535
非積立型制度の退職給付債務	191	317
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	597	853
退職給付に係る負債	597	853
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	597	853

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	152百万円	150百万円
利息費用	9	9
期待運用収益	△13	△15
数理計算上の差異の費用処理額	53	43
過去勤務費用の費用処理額	0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	201	189

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	△5百万円	1百万円
数理計算上の差異	87	67
合 計	81	68

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	△5百万円	△4百万円
未認識数理計算上の差異	△187	△119
合 計	△192	△124

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	7%	7%
株式	6	7
生命保険一般勘定	86	85
その他	1	1
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	1.0%	1.0%
予想昇給率	4.3%	4.3%

3. 確定拠出制度および退職金前払い制度

当社は、平成29年10月1日付で確定拠出制度及び退職金前払い制度を導入しております。確定拠出制度への要拠出額は当連結会計年度8百万円、退職金前払い制度の支給額は当連結会計年度52百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産（流動）		
賞与引当金	64百万円	60百万円
役員賞与引当金	—	17
未払事業税	29	29
未払社会保険料	9	9
たな卸資産評価損	7	8
減損損失	0	—
その他	15	10
計	127	135
繰延税金資産（流動）の純額	127	135
繰延税金資産（固定）		
退職給付に係る負債	122	220
厚生年金基金解散損失引当金	109	—
貸倒引当金損金算入限度超過額	4	1
有価証券評価損	0	0
会員権評価損	13	9
減損損失	23	23
退職給付に係る調整累計額	58	37
その他有価証券評価差額金	0	0
その他	31	31
計	364	325
繰延税金負債（固定）		
その他有価証券評価差額金	366	404
その他	0	0
計	366	404
繰延税金資産（固定）の純額	—	—
繰延税金負債（固定）の純額	2	79

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.5%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
住民税均等割	1.6	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
その他	△0.1	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

金額的に重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度末(平成30年3月31日)

金額的に重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の売上構成は、給水装置製品、住宅設備製品、商品販売で成り立っていることから、「給水装置事業」、「住宅設備事業」および「商品販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「給水装置事業」は、道路に布設されている配水管から分かれて、各家庭に引き込むための水道用給水装置であるサドル付分水栓・止水栓・各種継手類、水道メータなどを製造、販売しております。

「住宅設備事業」は、宅内での給水給湯配管部材、暖房設備部材およびこれらをユニット化した給水給湯システムなどを製造、販売しております。

「商品販売事業」は、製品に関連する仕入商品を販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

報告セグメント間の内部売上高または振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表 計上額 (注) 3
	給水装置 事業	住宅設備 事業	商品販売 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	13,927	5,042	4,415	23,386	585	23,972	—	23,972
セグメント間の内部売上高 または振替高	0	261	14	276	1,343	1,620	△1,620	—
計	13,927	5,304	4,430	23,663	1,929	25,592	△1,620	23,972
セグメント利益	4,383	1,130	482	5,996	298	6,295	△3,766	2,528
セグメント資産	10,438	3,995	1,906	16,340	1,072	17,413	21,567	38,981
その他の項目								
減価償却費	240	117	—	358	13	372	191	563
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	60	285	—	345	17	363	240	603

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社の給水給湯システムの設計・施工及び販売、水道用給水装置の製造事業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

(1) セグメント利益の調整額△3,766百万円は、セグメント間取引消去△11百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社費用△3,754百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社費用は、主に提出会社の配分されていない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額21,567百万円は、セグメント間取引消去△1,751百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社資産23,318百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社資産は、主に提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、投資有価証券、管理部門及び研究開発部門等に係る資産並びに保険積立金等であります。

(3) 減価償却費の調整額191百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等によるものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額240百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等に係るものであります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表 計上額 (注) 3
	給水装置 事業	住宅設備 事業	商品販売 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	14,464	4,833	4,658	23,957	807	24,764	—	24,764
セグメント間の内部売上高 または振替高	1	259	21	283	1,498	1,781	△1,781	—
計	14,466	5,093	4,680	24,240	2,305	26,546	△1,781	24,764
セグメント利益	4,512	993	451	5,957	258	6,216	△3,617	2,599
セグメント資産	10,740	3,883	2,067	16,692	1,145	17,838	22,305	40,143
その他の項目								
減価償却費	223	153	—	377	14	391	153	545
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	149	45	—	195	22	217	150	368

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社の給水給湯システムの設計・施工及び販売、水道用給水装置の標準品の製造事業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△3,617百万円は、セグメント間取引消去34百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社費用△3,651百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社費用は、主に提出会社の配分されていない全社費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額22,305百万円は、セグメント間取引消去△1,682百万円及び各報告セグメントに配分されていない全社資産23,987百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社資産は、主に提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、投資有価証券、管理部門及び研究開発部門等に係る資産並びに保険積立金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額153百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等によるものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額150百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等に係るものであります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

国内の外部顧客への売上高のみのため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在する有形固定資産が、連結貸借対照表の有形固定資産額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
渡辺パイプ株式会社	2,972	給水装置事業、住宅設備事業、商品販売事業

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

国内の外部顧客への売上高のみのため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在する有形固定資産が、連結貸借対照表の有形固定資産額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
渡辺パイプ株式会社	3,079	給水装置事業、住宅設備事業、商品販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額 (注)	連結財務 諸表 計上額
	給水装置 事業	住宅設備 事業	商品販売 事業	計				
減損損失	—	—	—	—	—	—	224	224

(注) 調整額は、各報告セグメントに配分されない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額 （注）	連結財務 諸表 計上額
	給水装置 事業	住宅設備 事業	商品販売 事業	計				
減損損失	—	—	—	—	—	—	2	2

（注）調整額は、各報告セグメントに配分されない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,692.69円	2,842.89円
1株当たり当期純利益金額	141.76円	158.42円

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	1,697	1,857
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	1,697	1,857
期中平均株式数(千株)	11,972	11,726

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、平成30年6月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および株主還元の拡充を図るため。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ① 取得対象株式の種類 普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 120,000株(上限)
- ③ 株式の取得価額の総額 200,000,000円(上限)
- ④ 取得期間 平成30年6月13日～平成30年9月28日
- ⑤ 取得の方法 東京証券取引所における市場買付

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	5,654	12,218	18,735	24,764
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	636	1,411	2,165	2,711
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	448	968	1,469	1,857
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	37.91	82.06	124.99	158.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	37.91	44.14	43.01	33.40

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,003	11,461
受取手形	2,541	※2 2,584
売掛金	※1 2,889	※1 3,010
電子記録債権	※1 4,145	※1, ※2 4,504
有価証券	291	200
商品及び製品	3,692	3,624
仕掛品	42	67
原材料及び貯蔵品	719	687
前払費用	50	47
繰延税金資産	112	122
その他	※1 71	※1 67
流動資産合計	25,559	26,378
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,066	2,078
構築物	42	35
機械及び装置	538	485
車輛及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	173	128
土地	4,594	4,529
建設仮勘定	36	1
有形固定資産合計	7,453	7,258
無形固定資産		
ソフトウェア	239	160
その他	2	2
無形固定資産合計	242	163
投資その他の資産		
投資有価証券	2,172	2,572
関係会社株式	36	36
関係会社出資金	1,500	1,500
従業員長期貸付金	15	12
長期前払費用	0	0
保険積立金	1,438	1,458
その他	112	88
貸倒引当金	△13	△3
投資その他の資産合計	5,261	5,664
固定資産合計	12,957	13,086
資産合計	38,517	39,464

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	117	—
買掛金	※1 4,477	※1 4,441
電子記録債務	—	※2 59
未払金	※1 558	※1 562
未払費用	64	83
未払法人税等	472	455
預り金	17	40
前受収益	0	—
賞与引当金	207	194
役員賞与引当金	52	57
流動負債合計	5,968	5,895
固定負債		
繰延税金負債	32	81
退職給付引当金	398	722
資産除去債務	4	4
厚生年金基金解散損失引当金	360	—
その他	25	25
固定負債合計	820	833
負債合計	6,789	6,729
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金		
資本準備金	3,711	3,711
資本剰余金合計	3,711	3,711
利益剰余金		
利益準備金	839	839
その他利益剰余金		
別途積立金	20,000	20,000
繰越利益剰余金	3,983	4,526
利益剰余金合計	24,823	25,366
自己株式	△999	△605
株主資本合計	30,893	31,831
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	834	904
評価・換算差額等合計	834	904
純資産合計	31,727	32,735
負債純資産合計	38,517	39,464

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	※1 23,663	※1 24,240
売上原価	※1 16,318	※1 16,885
売上総利益	7,344	7,354
販売費及び一般管理費	※1, ※2 4,928	※1, ※2 4,856
営業利益	2,416	2,498
営業外収益		
受取配当金	63	65
保険転換差益	123	—
受取保険金	8	—
受取派遣料	9	22
その他	※1 18	※1 28
営業外収益合計	222	116
営業外費用		
売上割引	30	31
保険解約損	—	9
その他	0	0
営業外費用合計	30	41
経常利益	2,608	2,573
特別利益		
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	3	—
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産除却損	20	5
減損損失	224	2
特別損失合計	245	7
税引前当期純利益	2,366	2,568
法人税、住民税及び事業税	778	797
法人税等調整額	11	7
法人税等合計	789	804
当期純利益	1,576	1,763

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	18,000	4,911	23,751	△694	30,127
当期変動額									
別途積立金の積立					2,000	△2,000	－		－
剰余金の配当						△505	△505		△505
当期純利益						1,576	1,576		1,576
自己株式の取得								△305	△305
自己株式の消却									－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	2,000	△928	1,071	△305	766
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	20,000	3,983	24,823	△999	30,893

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	705	705	30,832
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△505
当期純利益			1,576
自己株式の取得			△305
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128	128	128
当期変動額合計	128	128	894
当期末残高	834	834	31,727

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	20,000	3,983	24,823	△999	30,893
当期変動額									
別途積立金の積立							—		—
剰余金の配当						△469	△469		△469
当期純利益						1,763	1,763		1,763
自己株式の取得								△356	△356
自己株式の消却						△750	△750	750	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	543	543	393	937
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	20,000	4,526	25,366	△605	31,831

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	834	834	31,727
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△469
当期純利益			1,763
自己株式の取得			△356
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	70	70	70
当期変動額合計	70	70	1,008
当期末残高	904	904	32,735

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式・出資金

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料：月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

仕掛品：ロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

建物及び構築物：定率法及び定額法

その他：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（2）無形固定資産：定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）長期前払費用：定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、過去勤務費用は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分額を費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取派遣料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた27百万円は、「受取派遣料」9百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	113百万円	116百万円
短期金銭債務	202	94

※2 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形	－百万円	277百万円
電子記録債権	－	66
電子記録債務	－	0

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	276百万円	283百万円
仕入高	1,335	1,490
販売費及び一般管理費	83	50
営業外取引による取引高		
営業外収益(その他)	12	16

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度74%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度26%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
運送費	603百万円	656百万円
従業員給与手当	1,366	1,315
減価償却費	124	116
賞与引当金繰入額	134	125
役員賞与引当金繰入額	52	57
退職給付費用	126	156

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式36百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式36百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
賞与引当金	63百万円	58百万円
役員賞与引当金	—	17
未払事業税	28	28
未払社会保険料	9	8
たな卸資産評価損	7	6
減損損失	0	—
その他	3	2
計	112	122
繰延税金資産 (流動) の純額	112	122
繰延税金資産 (固定)		
退職給付引当金	120	218
厚生年金基金解散損失引当金	109	—
貸倒引当金損金算入限度超過額	4	1
会員権評価損	13	9
子会社株式評価損	34	34
減損損失	23	23
その他有価証券評価差額金	0	0
その他	23	23
計	330	311
繰延税金負債 (固定)		
その他有価証券評価差額金	362	392
その他	0	0
計	362	392
繰延税金資産 (固定) の純額	—	—
繰延税金負債 (固定) の純額	32	81

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	
住民税均等割	1.7	
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4	

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、平成30年6月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および株主還元の拡充を図るため。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 120,000株（上限） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 200,000,000円（上限） |
| ④ 取得期間 | 平成30年6月13日 ～ 平成30年9月28日 |
| ⑤ 取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	当期末 取得原価
有形固定 資産	建物	2,066	169	19 (0)	138	2,078	5,285	7,363
	構築物	42	—	0	5	35	255	291
	機械及び装置	538	98	3	147	485	6,546	7,032
	車輛及び運搬具	0	—	0	—	0	8	8
	工具、器具及び 備品	173	117	3	159	128	3,028	3,156
	土地	4,594	—	65 (1)	—	4,529	—	4,529
	建設仮勘定	36	173	209	—	1	—	1
	計	7,453	558	301 (2)	451	7,258	15,124	22,383
無形固定 資産	ソフトウェア	239	—	—	79	160	—	—
	その他	2	—	—	0	2	—	—
	計	242	—	—	79	163	—	—

(注) 1. 「機械及び装置」の「当期増加額」は主に生産用設備であります。

2. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は主に生産用金型であります。

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	13	—	10	—	3
賞与引当金	207	194	207	—	194
役員賞与引当金	52	57	52	—	57
厚生年金基金 解散損失引当金	360	—	—	360	—

(注) 厚生年金基金解散損失引当金の当期減少額(その他)の360百万円は、退職給付引当金への振替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.qso.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日現在の保有株式数100株以上1,000株未満の株主に対して新潟県魚沼産新米こしひかり3kgを、保有株式数1,000株以上の株主に対して新潟県魚沼産新米こしひかり5kgを贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第61期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第62期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月7日関東財務局長に提出

（第62期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月6日関東財務局長に提出

（第62期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月5日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議事項の決議）に基づく臨時報告書

(5) 自己株券買付状況報告書

平成29年10月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6 月27日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 透 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤給装工業株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、前澤給装工業株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月27日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 透 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 晴紀
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長山本晴紀は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価については、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。